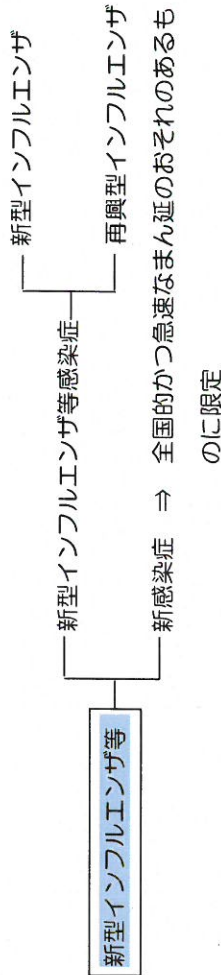


宜野座村新型コロナウイルス等対策行動計画の概要

I. 計画策定の背景

1. 新型コロナウイルスは、ほとんどの人が免疫を獲得していないため世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害と社会的影響をもたらすことが懸念される。
2. 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定（平成24年法律第31号。以下「特措」という。）
 - ・平成25年4月には特措法が施行され、病原性の高い新型コロナウイルスやこれと同等の危険性のある新感染症が発生した場合には、国家の危機管理として対応するため、国及び地方公共団体においては、行動計画の作成をはじめ実施体制等を整備する必要がある。
 - ・特措法第6条→政府行動計画、特措法第7条→都道府県行動計画
3. 宜野座村新型コロナウイルス等対策行動計画の策定
 - ・特措法の施行により、本村においては「政府行動計画」並びに「沖縄県行動計画」における考え方や基準を踏まえ、新型コロナウイルス等の対策の充実や強化を図るため、特措法第8条の規定より、本村行動計画を策定する。

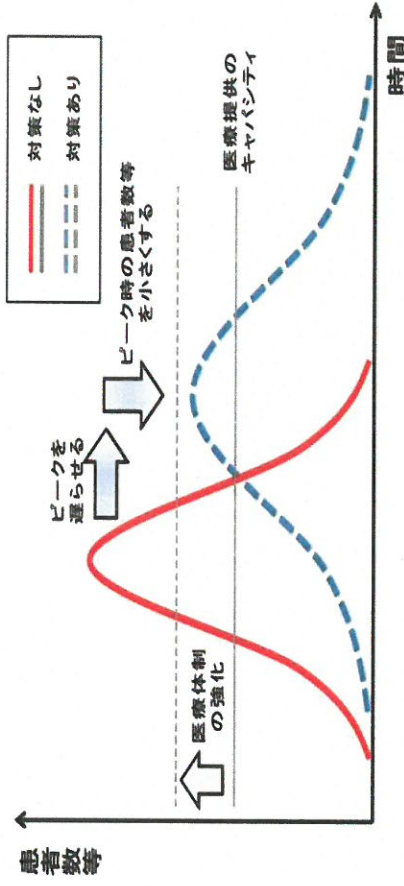
II. 対象となる新型コロナウイルス等



III. 対策の目的及び基本的な戦略

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する。
2. 住民生活及び住民経済に及ぼす影響を最小限に抑える。
(※発生段階や状況の変化に応じて柔軟に対応する。)

【対策の効果 概念図】



IV. 対策実施上の留意点

- 人権の尊重・・・緊急事態措置実施時において、制限が必要最小限にする。
- 危機管理としての特措法の性格・・・緊急事態措置は、どのような場合でも講じるものではない。
- 関係機関相互の連携・協力の確保・・・政府並びに県対策本部との緊密な連携を図る。
- 記録の作成・保存・・・村対策本部における対応は記録を作成・保存・公表する。

V. 行動計画のポイント

1. 特措法に基づく行動計画（特措法に定められた対応等を明記）
2. 発生段階（6段階）を設け各段階において想定される状況に応じた対策方針を定める。

行動計画の構成

- 第1章 はじめに（総論）
1. 新型コロナウイルス等対策特別措置法の制定
 2. 取組みの経緯
 3. 宜野座村新型コロナウイルス等対策行動計画の作成

第2章 新型コロナウイルス等対策の実施に関する基本的な方針

1. 新型コロナウイルス等対策の目的及び基本的な方針
2. 新型コロナウイルス等対策の基本的考え方
3. 新型コロナウイルス等対策実施上の留意点
4. 新型コロナウイルス等発生時の被害想定等
5. 対策推進のための役割分担
6. 村行動計画の主要6項目

7. 発生段階

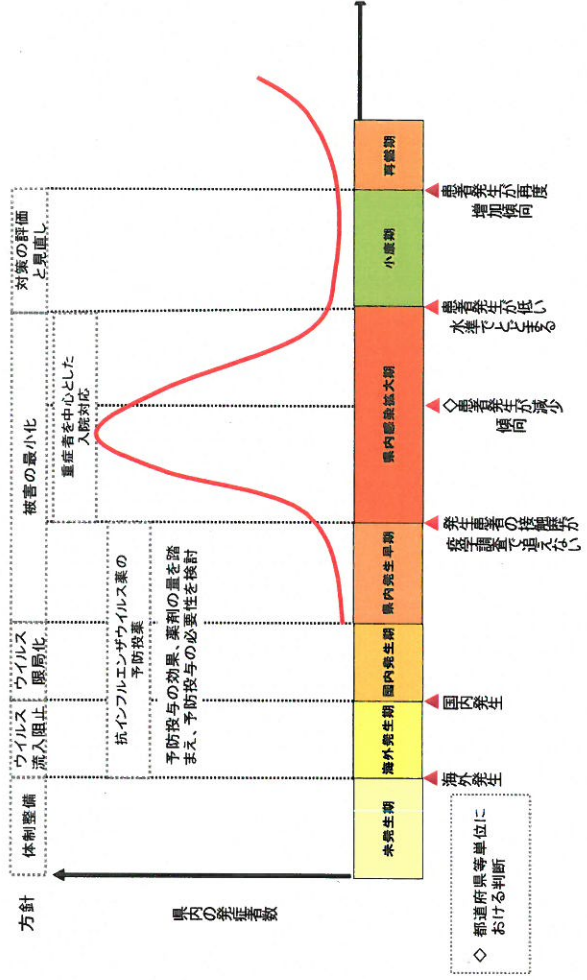
第3章 各段階における対策

1. 未発生期
 2. 海外発生期
 3. 県内未発生期
 4. 県内発生早期
 5. 県内感染期
 6. 小康期
- （1）実施体制
 （2）サービ行入・実施体制
 （3）情報提供・共有
 （4）予防・まん延防止
 （5）医療
 （6）村民生活の安定の確保

主要6項目

	状態
未発生期	新型コロナウイルス等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型コロナウイルス等が発生した状態
県内未発生期	国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス等が発生しているが、沖縄県内では患者が発生していない状態
県内発生早期	沖縄県内で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
県内感染期	沖縄県内で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
小康期	沖縄県内で新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

発生段階と方針



発生段階ごとの主な対策の概要

	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期	
目的	発生に備えた体制整備	県内発生に備えた体制整備 県内発生時の遅延と早期発見	県内発生に備えた体制整備	感染拡大の抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備	健康被害を最小限に抑制 村民生活への影響を最小限化	村民生活の回復を図り、流行の第二波に備える	
① 実施体制	・ 発生に備えた体制整備 ・ 村行動計画の策定 ・ 庁内初動対応体制の確立 ・ 国・県等、関係機関との連携強化	・ 村対策本部の設置準備 ・ 国の基本的対処方針の周知	・ 必要に応じて村対策本部を設置(任意) ※緊急事態宣言時 ・ 特措法に基づき村対策本部を直ちに設置	・ 村対策本部の設置 ・ 国の現地対策本部並びに県に対策地方本部との連携	・ 県が公示した対策等の内容を村民に周知 ※緊急事態宣言時 ・ 県、他の市町村代行、応援等の活用	・ 村対策本部の廃止 ・ 対策の評価 ・ 必要に応じて行動計画等の見直し	
② サーフ・イタズラ・情報収集	・ 国内外の発生情報の収集 ・ 学校において、県のサーベイランスへの協力	・ 海外での発生状況、対策等についての積極的な情報提供及び注意喚起 ・ 情報の一元的な発信 ・ 相談窓口等の設置準備	・ 個人レベルでの感染対策や対応の周知 ・ 学校、保育施設、職場等での感染対策についての情報提供 ・ 相談窓口等の設置	・ 県内、国内外の発生状況等の情報提供 ・ 相談窓口体制の充実、強化	・ 社会活動状況の情報提供 ・ 県内の流行状況に応じた医療体制の周知	・ 第一波の終息と第二波に備える必要性の情報提供 ・ 情報提供の在り方の評価及び見直し ・ 相談窓口体制の縮小	
③ 情報提供共有	・ 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報及び対策について、継続的に情報を提供 ・ 庁内外の体制整備等 ・ 緊急事態時の外出自粛要請、施設の使用制限等の対策周知	・ 国の感染症危険情報、渡航延期勧告情報等の周知 ・ 村職員に対する特定接種準備、開始 ・ 村民への具体的な予防接種体制の構築及び情報提供	・ 村内病院・老人施設等、多数が居住する施設等に対し、感染対策強化を要請 ・ 特定接種の継続 ・ ハザードミツカチが供給可能になり次第、住民接種開始 ※緊急事態宣言時 ・ 予防接種法第6条第1項に基づく臨時予防接種の実施	・ 村民、各事業所等に対し感染対策の徹底を要請 ・ 学校の適切な実施 ・ 特定接種の継続 ・ 予防接種法第6条第3項に基づく新臨時予防接種の実施 ※緊急事態宣言時 ・ 県が外出自粛、施設の使用制限等を要請した場合の周知 ・ 臨時予防接種の継続	・ 村民、各事業所等に対しマスク着用等の感染対策の徹底を要請 ・ 第二波に備えた村民への予防接種の継続 ※緊急事態宣言時 ・ 流行の第二波に備え特措法第46条に基づく住民接種実施	・ 村民、各事業所等に対しマスク着用等の感染対策の徹底を要請 ・ 第二波に備えた村民への予防接種の継続 ※緊急事態宣言時 ・ 流行の第二波に備え特措法第46条に基づく住民接種実施	
④ 予防・まん延防止	・ 医療機関等との連携 ・ 保健所を中心とする地域医療体制整備への協力	・ 国からの情報を村内医療機関に迅速提供 ・ 帰国者、接触者外来受診の周知	・ 村内事業者に対し、報道機関を通過し従業員への健康相談の徹底及び職場における感染対策実施の準備を要請 ・ 一時的に遺体を安置する施設の確保準備	・ 村民に対し消費者としての適切な行動の呼びかけ ・ 事業者に対し、買占めや売惜しみ生じないよう要請 ※緊急事態宣言時 ・ 水の安定供給 ・ サービース水準に係る村民への呼びかけ ・ 犯罪予防の広報啓発	・ 重症患者以外は在宅での療養とするよう医療機関に周知 ・ 在宅で療養する患者への支援 ※緊急事態宣言時 ・ 県による臨時の医療施設設置または廃止等の周知	・ 通常の医療体制(診療体制)に移行したことを村民に周知 ・ 国が定めた治療方針等を医療機関に周知 ※緊急事態宣言時 ・ 感染期に講じた措置の継続、縮小、中止の検討	
⑤ 医療	・ 村協と連携し、県内感染期における要援者への生活支援体制の整備 ・ 火葬能力等の把握 ・ 必要物資及び資材の備蓄	・ 村内事業者への生活支援 ・ 要援者への一時安置所の確保 ・ 埋葬、火葬の特別	・ 緊急事態宣言時 ・ 要援者への生活支援 ・ 遗体の一時安置所の確保 ・ 埋葬、火葬の特別	・ 緊急事態宣言時 ・ 要援者への生活支援 ・ 遗体の一時安置所の確保 ・ 埋葬、火葬の特別	・ 緊急事態宣言時 ・ 要援者への生活支援 ・ 遗体の一時安置所の確保 ・ 埋葬、火葬の特別	・ 緊急事態宣言時 ・ 事業者に対する業務再会の周知 ・ 緊急事態措置の縮小、中止	・ 緊急事態宣言時 ・ 事業者に対する業務再会の周知 ・ 緊急事態措置の縮小、中止
⑥ 村民生活の安定の確保	・ 発生に備えた体制整備	・ 県内発生に備えた体制整備 県内発生時の遅延と早期発見	・ 県内発生に備えた体制整備	・ 感染拡大の抑制 適切な医療の提供 感染拡大に備えた体制整備	・ 健康被害を最小限に抑制 村民生活への影響を最小限化	・ 村民生活の回復を図り、流行の第二波に備える	